

研究促進期間制度 研究実績報告書

所属学部・研究科	身分	氏名
商学部	教授	阿部雪子

研究期間	以下1～4より、取得した研究機関を選択し、該当番号を右欄にご記入ください。	
	1. 2024年4月 1日 ～ 2025年3月31日	1
	2. 2024年9月 1日 ～ 2025年8月31日	
	3. 2024年4月 1日 ～ 2024年9月20日	
	4. 2024年9月21日 ～ 2025年3月31日	
活動報告	研究期間中に実施した研究活動を具体的にご記入ください。 海外活動補助費を受給した方は、海外活動の内容が分かるようにご記入ください。	
	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までカリフォルニア大学バークレー校ロースクールの客員研究員として、外国税法等の調査研究及び租税条約における受益者要件をテーマに研究を行った。近年、租税条約による特典条項の濫用を目的とする条約漁りが国際的に大きな問題となっている。その対抗策として OECD は、受益者要件、特典制限条項(LOB)を OECD モデル租税条約に導入しているが、その機能や適用範囲が明確でないことから争訟が生じている。本研究は国際的租税回避への対抗措置として受益者要件を所得の帰属の観点から分析するとともに、受益者要件と LOB 条項の適用が交錯する場面を踏まえてそれらがいかなる機能を有するか、いかなる基準で受益者を判断するか、また税務上の透明性の視点から受益者をどのように特定するかを探究した。本成果は UC Berkeley Law のシンポジウムで報告する機会を得た。	
得られた研究成果について	上記の研究活動の結果、得られた研究成果についてご記入ください。	
	次のテーマについて研究報告を行った。①“The Function and Scope of Application of the Beneficial Ownership in Tax Treaties –Including LOB Clauses and Tax Transparency –”(2024 UC Berkeley of Law, Visiting Scholars Symposium, October 18, 2024) “② The Functions and Criteria of Beneficial Owner in Tax Treaties”(UC Berkeley of Law, Tax Policy and Public Finance Studies Meeting, November 25, 2024)。また、以下の論文を寄稿した。①「国際租税法における受益者要件(Beneficial Ownership)：OECD モデル租税条約第 12 条(ロイヤルティ)を検討して-」慶應大学法学研究 98 巻 1 号,pp.269-123(2025 年 1 月)、②Yukiko Abe “Criteria for Determining Beneficial Ownership in Tax Treaties – Considering the Revision of Article 10 of the OECD Model Tax Convention and the Commentary –”中央大学企業研究 46 号,pp.123-142(2025 年 2 月)。	
今後の計画について	得られた成果を踏まえ、今後どのように研究を発展させる計画か、ご記入ください。	
	国際取引法学会金融税部会(2025～2026 年)、筑波大学大学院税法研究会(2026 年 2 月)等で報告し、更に研究を進展させたい。	